

行政整理又ハ軍備整理 二 交付スル公債發行ニ關スル

委員氏名	委員長	侯爵徳川	園順君
	副委員長	子爵樋口	誠康君
	侯爵中山	輔親君	
	服部	一三君	
	男爵坂本	俊篤君	
	喜七郎君		
	菅原通敬君		
	馬場鍊一君		
○委員長(侯爵徳川園順君)	ソレデハ是ヨ		
リ開會イタシマス、此案ニ付キマシテ政府			
委員ノ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス			
○政府委員(早速整爾君)	本會議々場デ私		
カラモ大體ノコトハ説明ヲ致シタノデアリ			
マス、尙ホ同ジコトヲ繰返スヤウデアリマ			
スガ、簡単ニ此趣旨ダケヲ申上ダマス、今			
回政府ガ此行政整理又ハ此軍備整理ヲ實行			
イタシタニ付キマシテ、短期間ニ多數ノ退			
官退職者ヲ生ズルコトニナツタノデアリマ			
ス、今日一般經濟界モ不況ノ時期デアルノ			
デアリマシテ、多數ノ人ミガ一時ニ其職ヲ			
去ルコトニナリマスニ付キマシテハ、之ニ			
對シテ適當ノ待遇ヲ與ヘルコトハ、誠ニ必			
要デアラウト考ヘルノデアリマシテ、前ノ			
例モアルコトデアリマスカラ、其先例ニモ			
鑑ミマシテ、退官退職者等ニ對シマシテ、			
ソレドヘ特別ノ賜金又ハ手當ヲ支給スルコ			
トノ計畫ヲ致シタノデアリマス、此特別ノ			
賜金又ハ手當ハ、財政計畫上其一部分ハ現			
金ヲ以テ支給スルコト致シテ、豫算ニ計上			

イタシタノデアリマス、其一部分ヲ除クノ
外ハ公債ヲ以テ交付スルコト致シタイ思
ヒマスノデ、茲ニ此ハ債發行ニ關スル法律
案ヲ提出スルニ至リマシタル次第デアリマ
ス、公債ヲ以テ交付スベキ此賜金ナリ或
手當ノ總額ニ公債ハ時價ニ依フテ
換算イタシマスト、總額五千万圓ノ發行ヲ
要スルコトトナルノデアリマス、ソコデ此
五千万圓ノ公債發行ト云フコトニ致シマシ
テ、此法律案ヲ提出スルコトニナリマシタ
ノデアリマス、尙ホ詳細ハ御質問等ニ依リ
マシテ御答ヲ致シマス考デアリマス
○馬場鍛一君 私ハ一二御伺ヲ致シタイノ
デアリマス、今回ノ賜金又ハ手當ノ支給標
準ト、大正十五年度十六年度ニ亘る整理、
是ガドウ云フ關係ニナリマスカ、其二點ヲ
先ツ伺ヒマス

○政府委員(早速整爾君) 此賜金又ハ手當
ノ支給ノ標準デアリマス、是ハ御等ノ趣旨
ハ、ドウ云フ標準デ此金額ヲ定メルカト云
フ御意味デアラウト思ヒマスガ、是ハ矢張
リ前ノ整理ノ時ノ、十一年十二年ノ時ノ例
ヲ、矢張踏襲イタシテ居ルコトニ大體ナッ
テ居リマス、チヨット申上ダマスト云フト、
文官及待遇官吏ノ分ニ當リマシテハ、一種
ノ金額：二種ト申シマスノハ、矢張リ勤
績賜金ト、ソレカラ轉職賜金ト云フモノヲ
標準ニ致シマシテ、其一種ノ金額ノ合計額
ヲ取リテ、其以内ニ支給スルト云フコトニ
定メテ、而シテ此第一ノ勤績賜金ト云フモ
ニ、其勤績年數ニ對シテ在職一年毎ニ、
退官退職當時ノ俸給月額十分ノ五ニ相當ス
ル金額ヲ乘ジタル額、ソレカラ轉職賜金ハ、

矢張リ勤續賜金ト同一ノ金額、但シ其ノ金額ハ俸給四月分ヲ下ラズ、又八月分ヲ超エヌ、ソレカラ陸海軍人ノ此退職賜金ト云フ方ハ、矢張リ此二種ニ分ッテ計算ヲ致シテ居ルノデアリマス、其合計額以内ニナッテ居リマスガ、勤續賜金ハ其ノ勤續年数ニ對シテ在職一年毎ニ、現役ヲ退カシメラレタ當時ノ月額ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ乘ジタル額、ソレカラ轉職賜金ハ其官階ノ區分ニ依ツテ色ニ金額ガ分レテ居ルノデアリマス、ソレデ大將、中將同相當官ハ、俸給八月分、少將同相當官ハ同九月分、大佐同相當官ハ、十三月分、中佐、同相當官ハ十六月分、少佐同相當官ハ、十九月分、大尉同相當官ハ二十一月分、ソレカラ中尉同相當官、少尉同相當官、是ハ二十四月分、特務大尉、特務中尉、特務少尉ハ、十二月分、准士官ハ十二月分、大體ノコトヲ申セバ……、ソレカラ矢張リ陸海軍ノ分ニ現役ヲ退カシメラレタル陸海軍下士官、憲兵上等兵、海軍志願兵ノ如キハ、之ハ勤續賜金ハ、其勤續年數ニ對シ……是ハ同ジコトデアリマス、「在職一年毎ニ現役ヲ退カシメラルル當時ノ給料月額ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ乗シタル額」、轉職賜金ノ方ハ「勤續年數ニ對シ在職一年毎ニ現役ヲ退カシメラルル當時ノ給料月額ニ相當スル金額ヲ乗シタル額但シ其金額ハ最低六月分トシ、最高十ニ月分トス」斯ウ云フ風ニナッテ居リマス……皆ナ申上ダマセウカ

分長クナリマスカラ：：大體サウ云フヤ
ウナ標準デ計算ヲスルコトニナッテ居ルノデアリマス、ソレカラ第二ノ御尋ノ此十五年度十六年度ニ及ル此整理ノ分デアリマスガ、是ハ御覽ノ通り陸軍トソレカラ文部ト云フモノノミニ限ラレテ居ルノデアリマスガ、是ハ十四年度迄ニ外ノモノト一緒ニ整理ガ出来ナイ事情ガアルノデ文部ノ如キハアリマス、即チ是ハ學校關係デアリマスケレドモ、學校關係ノモノデ一緒ニ十四年度ニ出来ナシ、十五年度ニモ、矢張り大正十六年度ニモ残ル、斯ウ云フコトニナルノデアリマス、陸軍モ矢張リサウ云フ事情デアシテ、此十五年度十六年度ニナリマスガ、陸軍モ學校關係ノモノガ矢張リ主トシテ多イノデアリマス、サウ云フ譯デ十五年度十六年度ニ一緒ニ整理ガ出来ナイデ、多少ヅ、残テ行クト云フ關係ニナッテ居ルノデアリマス、ソレデ宜シウゴザイマスカ
○馬場鎌一君 終ヒノ方ノ陸軍ト文部ノ學校關係ト云フノハドウ云フノデゴザイマスカ、モウ一應伺ヒタイ
○政府委員(川越丈雄君) 學校關係ト今申上ダマシタノデアリマスガ、細カイコトハ文部ナリ陸軍ナリノ當局カラデナイト、私ニハ能ク分ラヌノデアリマスガ、一二御了解ノ爲ニ私ノ存ジテ居ル丈ノコトヲ簡單ニ申上ダテ置キマスト、陸軍省ニ於キマシテ、御水知ノ通り仙臺ト熊本ノ幼年學校ヲ廢止スルサウデアリマスガ、サウ致シマスト、今這入シテ居リマス所ノ學生ヲ直グニテ、御水知ノ通り仙臺ト熊本ノ幼年學校ヲヤウニハイカヌノデアリマシテ、其令店

• 10 •

整理ヲ致シマス時ニ、又勅令ヲ發布シテサ

ウ云フ手當ヲ支給スルト云フコトヲ取計フ

ノデアリマスガ、鐵道ニ付キマシテハ、其

前ニ鐵道省部内デサウ云フ規定が出来テ居

リマスモノデアリマスカラ、此法律ナリ豫

算ナリニ要求致シマス今度ノ手當トカ賜金

トカ云フモノニ付テハ、鐵道ハ這入テ居

リマセヌ

○服部一三君 サウスルト成程此表中ニモ

鐵道省ハ無シニナッテ居リマス、鐵道省ト

云フモノハ別ニ自分デ拘ヘテ居ル、其鐵道

ノ内規ノヤウナモノガアッテ、ソレデヤッテ

シマンタト云フノデアリマスカ

○政府委員(川越丈雄君) 鐵道ダケノ内規

ト申シマスト少シ語弊ガアリマスガ、矢張

リ政府部内デ閣議ノ決定ヲ經テ居リマスノ

デアリマスケレドモ、免ニ角一般ノ各省ノ

分ト別ニ鐵道ダケノ規定カアリマス、其規

定ニ依テ鐵道ハ實行スルノデアリマス

○服部一三君 ソレハドウ云フ形ニ決マン

テ居リマスカ、内規デナイ、何カ鐵道省令

トカ、ドンナモノノデ決マッテ居リマスカ

○政府委員(川越丈雄君) 別ニ鐵道省令ト

カ勅令トカ云フモノデハアリマセヌガ、マ

ア申シマスルト、要スルニ矢張リ内規

確カ達シカ何カデアッタと思ヒマス、矢張

リ内規のモノデアリマス、唯内規ヲ出シ

マスノガ鐵道ダケノ獨り考ヘデ出シタノデ

ナク、外ト相談シテ、關係各官廳ト相談シ

テ鐵道ガサウ云フ内規ヲ出シテ居ル、ソレ

ニ依テ鐵道ハ實行シテ居ル、斯ウ申上げ

ルノデアリマス

○馬場鎌一君 今鐵道省ノコトガ出マシタ

ノデ私モ伺ヒタインデスガ、私モ鐵道省ニ

各省ト異ナル内規ガアルト云フコトハ承知

シテ居リマスガ、其内規ナルモノハ、退職

賜金、手當ガ他ノ省ト較ベ、若クハ今回ノ

行政整理ニ候ベレバ、確カ餘程良イ、多イ

ヤウニ聞イテ居リマスガ、此公債發行ニ這

入ッテ居ラナイノデアリマスノデ、結局現

金支給ト云フコトニナルノデアリマスカ、

前回ノ時ニハ私公債ヲ與ヘタカドウカト云

ヒマスガ、此點ハ前回ト同ジデアリマス

カ、念ノ爲ニ伺ヒタイ

○政府委員(川越丈雄君) 鐵道ハ鐵道省ノ

既定豫算デヤルノデアリマスガ、但シ各省

トノ權衡ヲ考ヘマシテ、公債ノ中ニハ這入

テ居リマセヌケレドモ、此既定ノ豫算ヲ以

テ公債ヲ買ヒマシテ、貴フ人ハ矢張リ公債

テ貴フ、斯ウ云フコトニナルノデアリマス

○子爵樞口誠康君 今鐵道省デ貴フト、

サウシテ今度ノ行政整理デ貴ヒマスノト、

居リマス、先程カラ問題ニナッテ居リマス

内規ト云フモノハ、各省デヤリマス場合ト

標準ノ立テ方ガ違フノデアリマス、極ク搔

イ摘シテ申上ゲマスト、勤續年數ガ少クテ

罷メル人ハ、寧口鐵道ノ方ガ割合ガ惡イノ

限勤メチ居ル者ガトノ位餘計費フト云フ、

一ニノ例ヲ伺ヒタイ

○政府委員(川越丈雄君) 退職賜金ト云フ

制度ハ、鐵道以外ニハ各省ニハ平時ニヤルト

云フ制度ハ出來テ居リマセヌ、ソレデ行政

整理デヤル時ニハ一時多數ノ者ヲ首ヲ斬リ

マスカラ、先程説明イタシマシタヤウニ、

一時ニ多數ノ者ヲ斬ルト云フコトデ、退職

賜金ト云フコトデ、整理イタス時ニ臨時ニ

既定豫算デヤルノデアリマスガ、但シ各省

トノ權衡ヲ考ヘマシテ、公債ノ中ニハ這入

テ居リマセヌケレドモ、此既定ノ豫算ヲ以

テ公債ヲ買ヒマシテ、貴フ人ハ矢張リ公債

テ貴フ、斯ウ云フコトニナルノデアリマス

○子爵樞口誠康君 今鐵道省デ貴フト、

サウシテ今度ノ行政整理デ貴ヒマスノト、

モ勅令ヲ出シマシタ、今度モ亦御協贊ヲ經

ト云フヤウナ意味デ賞與ヲ多少ヤリマスケ

リマス、平時ニ罷メル者ニ金ヲヤルト云フ

コトハ、制度トシテ決マッタモノハアリマ

セヌ、唯長イ間勤メテ居ッタ者ニハ、慰勞

ト云フヤウナ意味デ賞與ヲ多少ヤリマスケ

レドモ、是ハモウ各省ノ豫算ノ範圍内ニ於

テ賞與ヲ出スト云フ位ノコトデ、別ニ平時

ノ罷メル者ニ賜金ヲヤルト云フ制度ハ、今

日ノ所鐵道以外ニハ出來テ居リマセヌ

○子爵樞口誠康君 各省ノハ存ジマセヌケ

レドモ、陸海軍ニハ恩給ニ掛ラナイ者ノ一

時賜金ガアル、ア、云フ者ノ費額ハドウデ

ス

○政府委員(川越丈雄君) 陸海軍ノ恩給ニ

掛カラナイ者ニ、一時ノ金ヲヤルト云フ御

話デアリマスガ、ソレハ陸海軍ダケニ限

タモノデハアリマセヌ、各省ノ官吏ハ恩給

ガ十五年ヲ基準ト致シマシテ、十五年以上

勤メテ居レバ恩給ノ年金、恩給ガアリマ

ス、十五年勤メテ居リマセヌト、一時ノ恩

給ヲ貰フ、ソレハ矢張リ一時恩給デアリマ

セヌ

○政府委員(早速整爾君) 鐵道省ニハ退職

賜金ト云フモノガ平生カラ行ハレテ居ルノ

デアリマス、之ニ對シテ各省ハ能ク黙テ

居ルト云フ御覧デアリマス、政府部内デ

ハ一體ニ：各省デモ斯ウ云フコトニ付テ、

一方ニハ此制度ガ行ハレテ居リ、一方ニハ

無イト云フヤウナコトハ甚ダ面白クナイ、

ソレハ大變ニ不均衡ヲ來スト云フコトハイカ

スカラト云フヤウナコトデ、成ルベク統一ヲ

圖リタイト云フ考ハ持テ居リマス、唯ソノ

鐵道ハ、アレハモト現業廳デ、色ニ現業ニ

就イテ居ルモノヲ統べテ居ル場所デアルモ

ノデアルノデスカラ、從テ待遇モデス、

同ジ賞與ナラ賞與ヲヤルト云フヤウナ待

遇ニモ、他ヨリハ割合ガ輕クナッテ居ルト

云フヤウナ状況デ、實ヲ申シマスルト云フ
ト、同ジ現業ノ中ニモ、ソレハ或ハ遞信省
アタリガ、ドウモ鐵道省ハ餘計貰テ居
ノヂヤナイカト云フヤウナ苦情ガ始終アリ
マスノデ、成ルベクサウ云フコトハ統一ヲ
ルト云フコトガ必需要アラウト考ヘテ居
ルノデアリマスガ、現在マデノ状況ハ、實
ハサウ云フ譯ニナフテ居リマシテ、多少議
論ヲシテ見マスレバ、理窟一片カラ申シマ
スレバ、多少ノ不均衡ノアルト云フヤウナ
状態ニハナッテ居リマス

○馬場鍼一君 唯今ノ議論ガ出マシタノデ、
私モ希望的ニ申上ダテ見タイト思ヒマス
ガ、御承知ノ通り退職手當ハ、鐵道省ガ特
別ノ事情アリマセウガ非常ニ厚イノデ
アリマス、之ヲ俄ニ各省並ニスルトカ、若
クハ行政整理ノ際ニ、同一ニスルト云フコ
トハ、或ハ急ニハ行ハレナイコトデアラウ
ト私モ察シテハ居リマスガ、少クモ此鐵道
以外ノ官廳、殊ニ一般會計ニ屬スル各省ノ
官吏ノ退官ノ際ニ於ケル賞與ハ、私モ在官
中経験モアルノデアリマスガ、甚ダ不均衡
ニナッテ居リテ、誰ガ考ヘテモ如何ニモ不公
平デアル、豫算ノ豊富ナ役所ト、豫算ノ少
イ役所トノ間ノ不公平ト云フコトガ夥シイ
モノデアル、私モ頗ル遺憾ト思ツテ居タノ
デアリマシテ、何トカ致シタイト始終考ヘ
テ居ルノデアリマスガ、今回ノ如キ行政整
理ノ際ニ、直チニ之ヲ鐵道省トモ一致サセ
ルコトモ出來マスマイガ、鐵道ハ假ニ別ト致
シマシテモ、將來行政整理ニ依ラザル退官
法デ是ハ補ンテヤルト云フコトヲ御考究ヲ
願ツタナラバ、必シモ行ハレ難イ問題デモ
若シ又豫算ノ不足ノ場合ニハ、何等カノ方
ナイカト思ヒマスガ、此點ハ政府ニ於テ

モ、尙ホ御研究ヲ繼續セラレムコトヲ希望
イタシマス
○政府委員(早速整爾君) 全ク御同感デア
リマス
○子爵樋口誠康君 此度陸軍ノ減師ニ付キ
マシテノ人員ハ、矢張リ此中ニ這入ッテ居
リマスカ
○政府委員(川越丈雄君) 這入ッテ居リマ
ス
○子爵樋口誠康君 ドノ位ゴザイマスカ
○政府委員(川越丈雄君) 陸軍省ニ減師ダ
ケニ付テ、何人罷メルカト云フコトハ、チ
ヨット今表ヲ持ツテ居リマセヌノデスガ、陸
軍省ノ整理ハ減師以外ニ各官廳、官衙、學
校其他ノモノヲ整理ヲ致シテ居リマスノ
デ、其内何人が此減師ニ相當スルノデアル
ト云フコトハ、チヨット振り分ケラレナイ
ノデアリマスノト、モウ一ツハ例ノ青少年
訓練ノ爲ニ、七百何十人ト云フモノヲ特ニ
學校ニ當テルト云フコトニナツテ居リマス、
ソレハ減師ヲ致シマシテ餘ル人ヲヤルコト
ニナツテ居リマスガ、減師ニ依ツテ何千人カ
ノ將校が減リマス、其中カラ青少年ノ方ノ
訓練ニ行キマス者ヲ除イテ、其他ノ者ヲ減ツ
テ金ヲヤルト云フコトニナツテ居リマス、
減師ニ依ル分ガ何人ト云フ…表ヲ今チヨッ
ト持ツテ居リマセヌ、陸軍ダケデ申シマス
ト、武官ノ退職者ガ五千四百七十七人程這
入ッテ居リマス、其中減師ニ依ル分ガ何人
ト云フコトハ、チヨット私ノ所デハ分リ兼
ネマス
○子爵樋口誠康君 今ノ御説明ト、私豫ネ
テ陸軍カラ聞イテ居リマス説明トハ、少
シ違ツテ居リマスノデ、チヨット疑ヲ感ジタ
年訓練ニ要スル分ヲ七百人デスカ、ソレヲ
取ツテ、サウシテ後トヲ誠ル、アノ學校ニ

派遣スル人員ハ、一體陸軍省ノ定員ノ中ニ
這入^{シテ}居ルト云コトヲ聞イテ居リマス、
其邊チヨット違^フテ居リマス、如何デスカ
○政府委員(川越丈雄君)　學校ニ派遣スル
將校ガ陸軍ノ定員ノ中ニ這入^{シテ}居ルト云
フコトハ御話ノ通りデアリマス、私ガ申上
ダルノハ、四箇師團ヲ減ジタ爲メ、例ヘバ
四千人^ヲ二千人減ル、一ツノ師團ニ^ヲ
師團長何人、旅團長何人、編制上減ル筈三
ナリマスガ、其中デ七百何人ト云フモノヲ
學校ニ行クコトニシテ、殘^リテ居リマスノ
デ、詰リ編制ノ中ニ残^リテ居リマスカラ、
其差額ノ人ダケノ整理デス、斯ウ云フコト
ヲ申上ダタ^シ：

○馬場鐵一君 モウ一點伺ヒマス、此前ハ
勅令ヲ先ニ出シテ議會デハ可ナリ議論ガ出
タノデスガ、私ハ當時ソレニ對シテ一向差
支ナイコトノヤウニ考ヘテ居タノデス、
今回デモ恐ラク退官退職スル者ハ、豫算ノ
範圍デ貰タ二箇月カ二箇月半ノ現金支給
ダケデ終ルモノトハ誰モ思テ居ラヌ、矢
張リ期待ヲ持テ居ル、其他相當ノ賜金ヲ
得ルト云フコトヲ誰モ誰モ待設ケテ、退官
退職シタニ相違ナインデアリマス、併シ之
ニ對シテハ表向キカラ云ヘバ勅令ガ出テ居
ナイ、此前ノ議論ハ、勅令ガ出タト云フコ
トハ議會ノ議定權ヲ拘束スルト云フ議論ガ
出タノデアリマス、私共ハ左様ニ考ヘテ居
ラナイガ、左様ナ議論ガ出タ爲ニ、今回ハ
勅令ヲ先ヅ發セラレナイデ、行政整理ヲ行
ハレタモノデアラウト思ヒマスガ、併ナガ
ラ退官退職スル者ハ、勅令ナキニ拘ラズ實
際サウ云フ期待ヲ有シ、實際退官退職セシ
ムル時分ニハ、相當口約束ト云テハヲカ
シイカモ知レマセヌガ、當然ノ期待ヲ懷カ
シムルダケノ話ハ出來テ居ルデアラウト思
ヒマス、何カ其點ニ付テ特ニ勅令ヲ出シテ
ハ惡イト云フコトヲ御考ヘニナッタ結果、
勅令ヲ出サナカッタト思ヒマスガ、或ハ其
他ノ理由デ勅令ヲ出サズニ、先ヅ斯ウ云フ
豫算ナリ公債發行ノ豫算ヲ出スト云フコト
ニサレタノデアリマセウカ、念ノ爲ニ一應
御伺イタシマス

豫算ノ協賛ヲ經ズ、色ニノ法律ノ決定ヲ得
ナイ前ニ、勅令ヲ以テ此退職賜金ト云フヤ
ウナ問題ニ付テ發表スルト云フコトハ穢カ
デナイト云フコトノ意見ハ、是ハ私其當時
ノ個人トシテ左様ナ意見ヲ持テ居タノデ
アリマスガ、是ハ個人ノコトハ別トシマシ
テ、今回政府が行政整理ヲヤルニ付キマシ
テ、勅令ヲ前ニ出サナカッタト云フコトハ
デス、矢張リ勅令ヲ出ストニ云フコトハ穢カ
デアルマイト云フ考ヲ持テ居ル、馬場君ノ
御意見ニ依レバ是ハ何モ差支ナイ、是ハ見解
デアリマスカラ差支ナイト云フ風ノ解釋ヲ
サレル方モアルシ、成ルベクハ之ヲ出サナ
イ方ガ宜イト云フ解釋ヲスレバ、解釋ノ仕
方モアルノデアリマス、先ヅ勅令ヲ前以テ
出ストニ云フコトハシナイ方ガ宜イト斯ウ云
フノデ出サナカッタノデアリマシテ、非常
ニ其間ニ於テ深い意味ガアルト云フノデモ
先ヅナインデアッテ、勅令ハ前以テ出スノ
ハ穢カデナイト云フ位ノ考ニ過ギナインデ
アリマス、但シ唯今ノ御尋ノ中ニアリマシ
タ如ク、勅令ヲ出サヌカラト云フテモ、退
職セシメラレタ者ハ矢張リドウセ此退職賜
金ヲ受取ルト云フコト豫期シテ居ルモノ
デアラウ、是ハドウモ私共モサウデアラウ
ト思テ居リマス、勢ヒ其間ニサウ云フコ
トヲ豫期スルコトニハナシテ居ルノデアリ
マスガ、但シ是デ豫算ガ通ラヌ、ソレカラ
法律ガドウモ其議會ノ協賛ヲ受ケルコトガ
出來ナイト云フコトニナレバ、是ハ矢張リ
與ヘルコトガ出來ナクナルノデアリマシ
テ、詰リサウ云フ懸案ガ殘ラテ居ル場合デ
アルカラ、豫メ勅令ヲ發布スルコトヲシナ
カッタト云フニ過ギナインデアリマス
○馬場鎌一君 唯今ノ御答デアリマスガ、
マアサウ云フヤウナコトハ無イト思ヒマス
ガ、假ニ豫算ナリ法律ナリノ成立ガ出來ナ

カツタナラバ、政府ハ退官退職者ニ、機宜
ノ處置トシテ適當ナル賜金ヲヤルノガ私ハ
寧ロ至當デアルカト思フノデアリマス、無
論議會が明カニ法律案ヲ否決シタク、或

ハ豫算ヲ否決シタト云フコトナラバ是ハ別
デアリマスガ、左様ナコトハ無カラウト思

ヒマスガ、是ハ議論ニナルカモ知レマセヌ

ガ、左様ナ理由デナクシテ法律ナリ豫算ガ
成立シナカッタ時分ニハ、唯今政府委員ノ
御答デアルト、退官退職者ニハ何モヤラヌ
ト云フ御考デアルヤウデアリマスガ、私ハ
其點ハ少シ意見ガ違フ、是ハ政府ハ機宜ノ
處置トシテ之ヲヤラヌトスレバ、非常ナ問
題ヲ惹キ起シハシナイカト思ヒマス

○政府委員(早速整爾君) ソレハ私ノマダ
言ヒ方ガ足ラナカッタノデアリマスハ無論
機宜ノ處置ヲ施スト云フコトハ是ハ全ク別
問題デアリマス、其點ニ付テハ政府ハ無論
考慮シナケレバナラヌ、是ハ左様ニ考ヘテ
居リマス、

○委員長(侯爵徳川因順君) 別ニ御質問ナ
イヤウデスカラ計議ニ入りタイト思ヒマス
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○委員長(侯爵徳川因順君) ソレデハ原案
通リデ……散會致シマス

午前十一時二十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵徳川 因順君
委員 副委員長 子爵樋口 誠康君
委員 服部 一三君
委員 菅原 通敬君
委員 馬場 鎌一君

政府委員

大藏政務次官 早速 整爾君
大藏省理財局長 富田勇太郎君
大藏書記官 川越 文雄君

貴族院行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案特別委員會議事速記錄第一號 大正十四年三月二十日

六

大正十四年四月六日印刷

大正十四年四月七日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局